資料２

令和５年度(2023年度)いじめの傾向と分析

令和６年(2024年)５月

箕面市教育委員会　児童生徒指導室

①いじめについて

○　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさす。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

○　いじめへの対応について

①いじめへの気づき
②校内いじめ対策委員会（管理職、生徒指導担当、養護教諭、学級担任、支援学級担任、ＳＣ、ＳＳＷ等）で解決に向けての方針の確認
③被害児童生徒からの聞き取り
④周りにいた児童生徒からの聞き取り
⑤加害児童生徒からの聞き取り
⑥校内いじめ対策委員で情報の共有、解決に向けての方針の確認
⑦加害児童生徒への指導、謝罪の場の設定
⑧双方への家庭連絡
⑨校内いじめ対策委員で情報共有

②校内いじめ対策委員会で対応方針を立てた時点でいじめ事案情報共有シートの提出
※学校と教育委員会で初期対応内容の確認、重篤化しそうな事案の未然防止

②令和４年度・５年度のいじめの態様別の数値と割合について（複数選択可）

※いじめ事案情報共有シートから集約した数値

	小学校		中学校	
	令和４年度	令和５年度	令和４年度	令和５年度
①冷やかし、からかい、悪口	65（43%）	43（35%）	69（57%）	52（50%）
②仲間はずれ、無視	13（9%）	18（15%）	8（7%）	10（10%）
③軽くぶつかる、蹴られる	27（18%）	19（15%）	12（10%）	17（15%）
④ひどく殴られる、蹴られる	9（6%）	7（6%）	7（6%）	4（4%）
⑤金品をたかられる	1（1%）	2（2%）	0（0%）	2（2%）
⑥金品を隠される、盗まれる	9（6%）	10（8%）	3（2%）	2（2%）
⑦嫌なこと、危険なことを強要	5（3%）	6（5%）	3（2%）	4（4%）
⑧パソコン、携帯での誹謗中傷	6（4%）	4（3%）	8（7%）	8（7%）
⑨その他（性的、持ち物へのいたずら等）	17（11%）	14（11%）	11（9%）	3（2%）
①～⑨の合計数	152（100%）	123（100%）	121（100%）	103（100%）
共有シートの提出数	112 件	85 件	98 件	84 件

③SNS を使用したいじめ事案

「今の学年になってから、インターネットや通信機能を通していじめられたことがありますか。（10 月実施　無記名アンケート）」という質問に対して「ある」と回答した数値。

	R1	R2	R3	R4	R5
３年	29	34	39	50	31
４年	22	35	46	42	25
５年	25	27	37	23	19
６年	12	19	15	22	10
７年	7	12	9	9	7
８年	5	4	5	9	4
９年	5	6	4	7	6
合計	105	137	155	162	102

〇情報通信機器（インターネットを通じて、他の人とメッセージがやりとりできるもの）の利用率

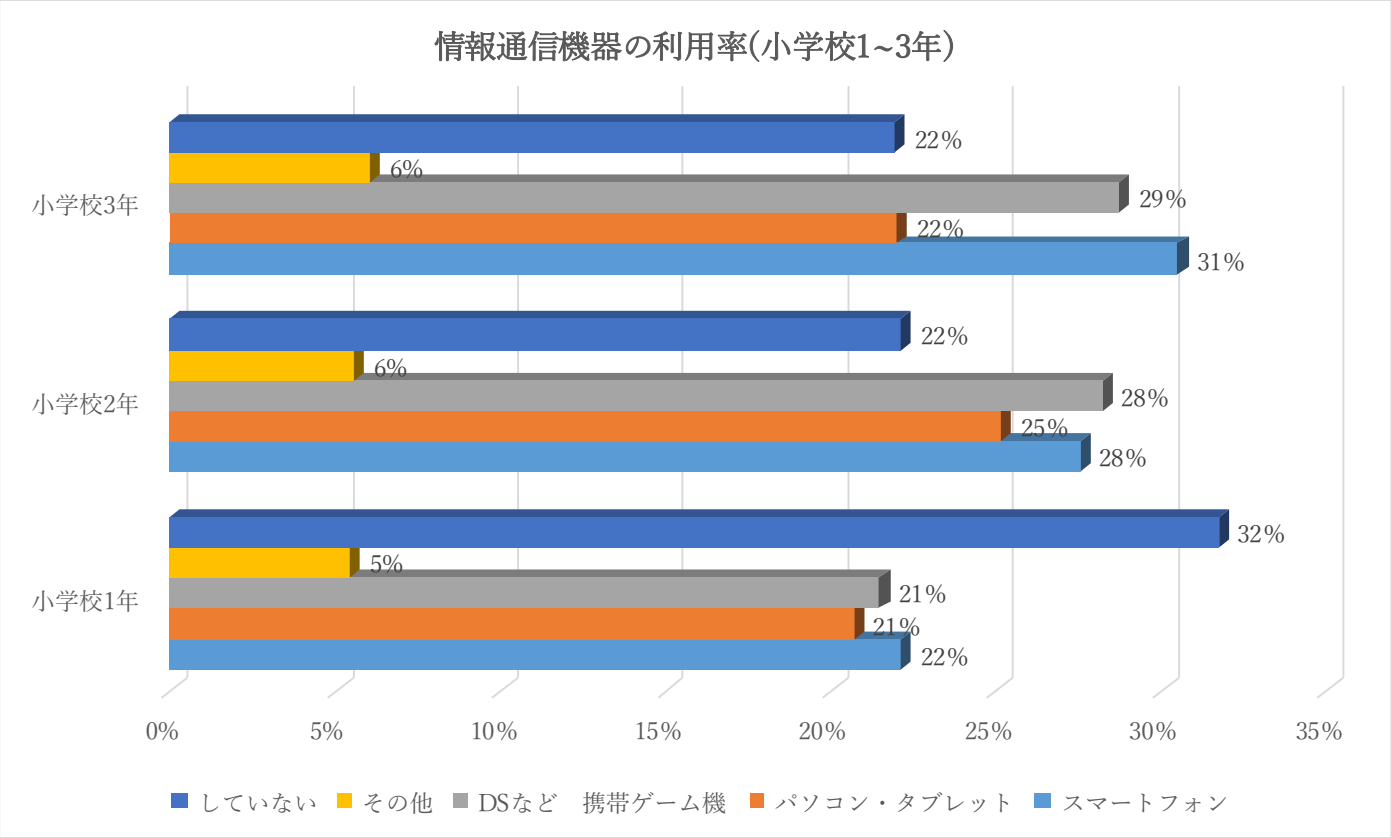

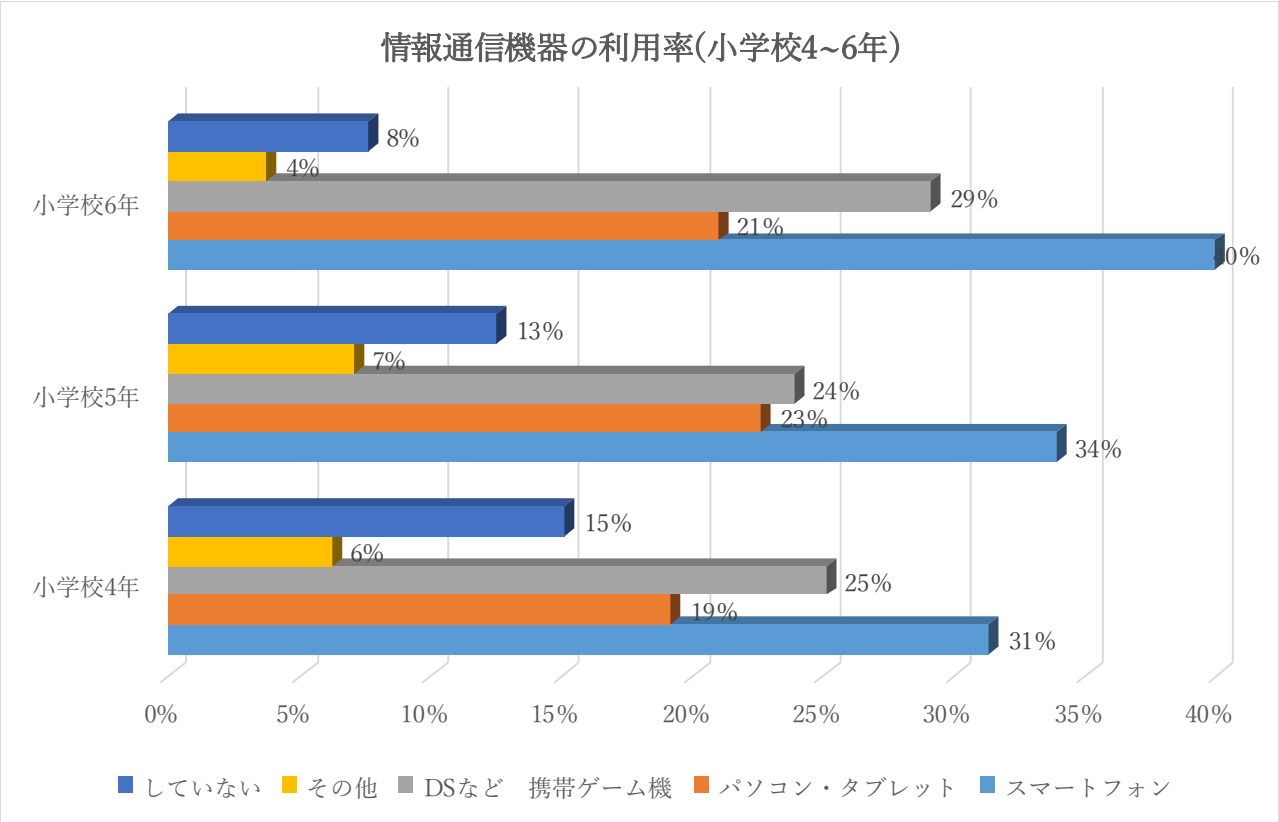
情報通信機器の利用率(小学校4~6年)
小学校6年
8%
4%
29%
21%
40%
小学校5年
13%
7%
24%
23%
34%
小学校4年
15%
6%
25%
19%
31%
0%
5%
10%
15%
20%
25%
30%
35%
40%
していない
その他
DSなど　携帯ゲーム機
パソコン・タブレット
スマートフォン

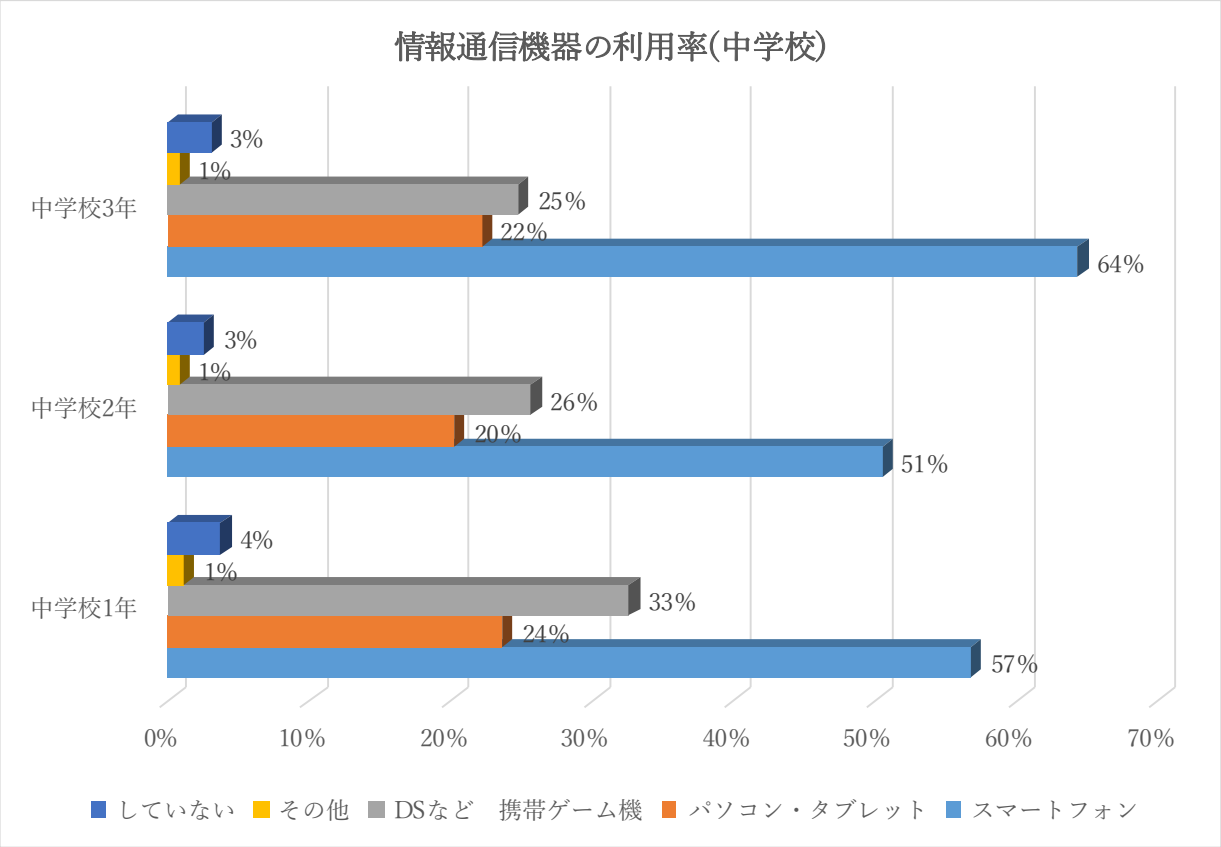
情報通信機器の利用率(中学校)
中学校3年
3%
1%
25%
22%
64%
中学校2年
3%
1%
26%
20%
51%
中学校1年
4%
1%
33%
24%
57%
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
していない
その他
DSなど　携帯ゲーム機
パソコン・タブレット
スマートフォン

④令和５年度のいじめ重大事態の特徴について

・金品等に重大な被害を被った事案（0 件）
・心身に重大な被害を負った事案（2 件）
・いじめにより長期間欠席を余儀なくされた事案(1 件)
・自殺を企図した事案（3 件）
・保護者からの申し立てにより生じた事案(0 件)

（１）重大事態の判断基準別推移

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
１号事案	9　(1)	5　(2)	6	5(1)	5
２号事案	2	1	0	3	1
合計	11	6	6	8	6

※1 号事案･･･児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
※2 号事案･･･児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
※（　）は、保護者から申立てがあった事案数

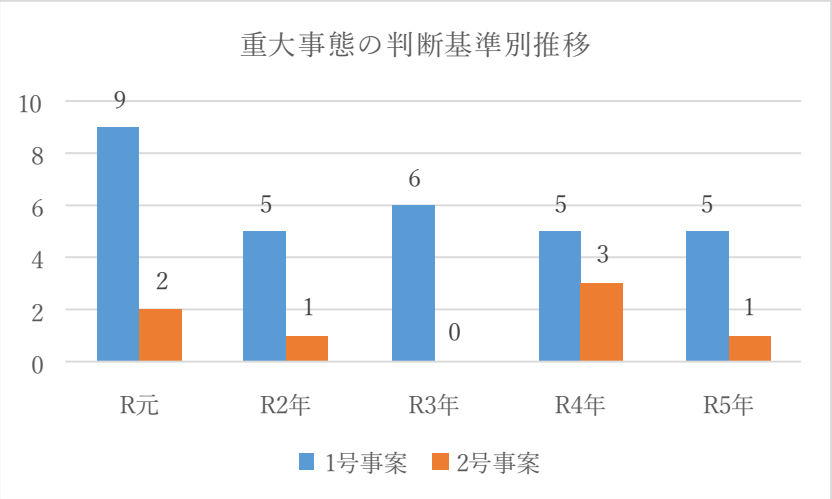

（２）重大事態の発生学校種別推移

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
小学校	5	3	4	5	3
中学校	6	3	2	3	3
合計	11	6	6	8	6

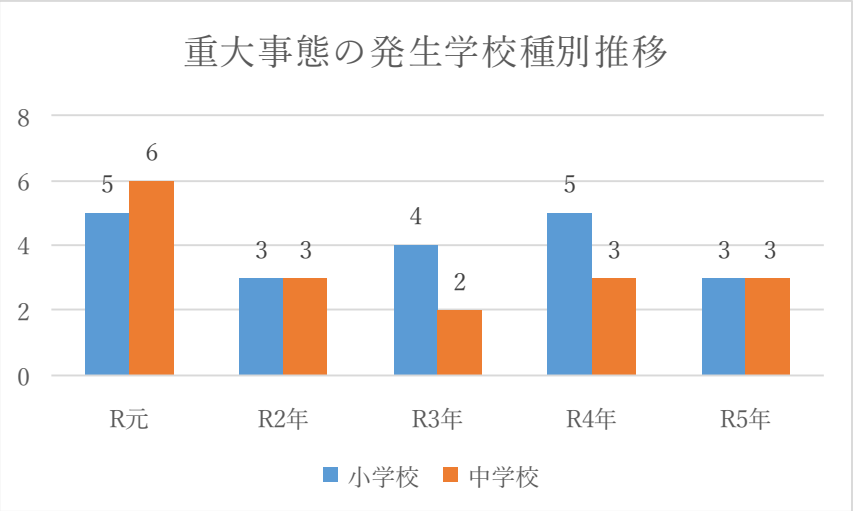

⑤こころの日記について

相談希望先(割合)

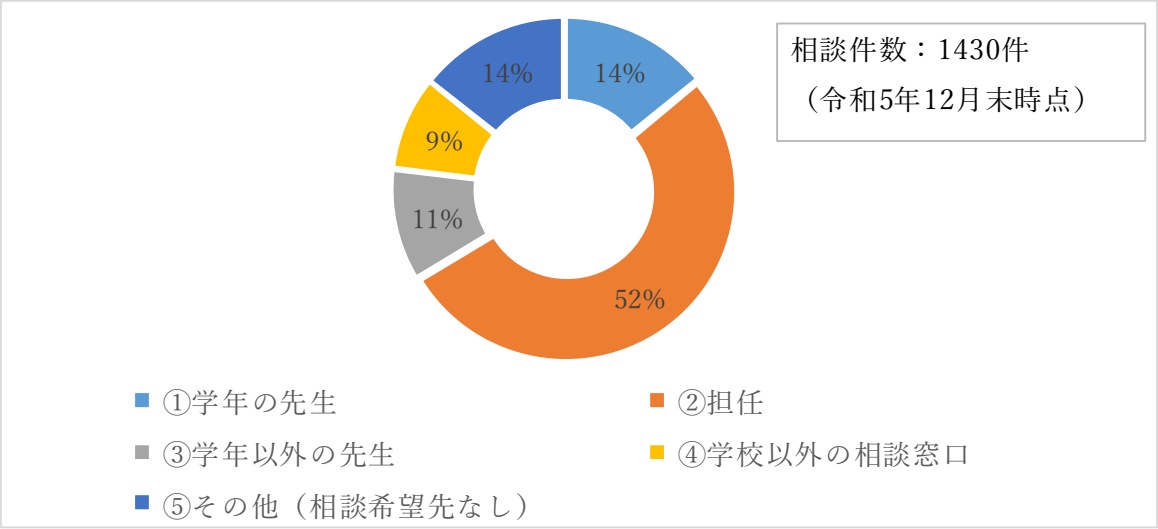

【まとめ】

〇令和 4 年度いじめ事案情報共有シートの提出数と比較すると、令和 5 年度は小学校・中学校ともに提出数が減少している。いじめ事案情報共有シートから集約した数値から、小学校・中学校ともに、「冷やかし、からかい、悪口」に関するいじめ事案が多いことがわかる。児童生徒が「冷やかし、からかい、悪口」を意図した発言でなくても、受け止めた児童生徒が心身の苦痛を感じれば、いじめ防止対策推進法のいじめの定義からいじめが成立するためと考えられる。「冷やかし、からかい、悪口」について発言しないように気をつけることは大切だが、引き続き、人間関係づくりに力を入れる必要がある。

また、いじめ事案の中には学校が調査・説明をした際に調査不足、説明不足と保護者が学校の対応に不満に思うケースがある。保護者の思いを傾聴しながら、学校としてできることを明示して対応をしていくことが重要である。

〇10 月実施　無記名アンケートにおいて、インターネットや通信機能を通していじめられたことがありますか。(10 月実施　無記名アンケート)」という質問に対して「ある」と回答した数値はどの学年も減少している。低学年からの情報リテラシー教育および SNS トラブル未然防止教室の実施の効果が出ていると考えられる。

〇「こころの日記」の『相談機能』において、相談希望先割合については約 9 割の児童生徒が学校に相談ができている。なかでも「担任」の割合が最も高く、児童生徒は担任に相談ができていると考えられる。「「今日の気分」については、頻繁に悲しいマークを押す児童がおり、愛着に課題があるかもしれないとの見立てに役立った事例があった。